

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（抜粋）

（平成 23 年 3 月 31 日 薬食発 0331 第 5 号、平成 23・03・29 製局第 3 号、環保企発第 110331007 号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 39 号）の施行に伴い、平成 23 年 4 月 1 日から化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）の運用は下記により行うこととする。

なお、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成 22 年 3 月 30 日、薬食発第 0329 第 4 号・平成 22・03・30 製局第 2 号・環保企発第 100329004 号）は、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1～2 （略）

3 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質及び一般化学物質の製造等の取扱い

3-1～3-2 （略）

3-3 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。

（以下、略）